洗浄剤・漂白剤等安全対策協議会の自主基準

２０１３年６月改訂版

洗浄剤・漂白剤等安全対策協議会

制定日　　　２００３年6月１１日（平成１５年・初版）

増補　　　　２００３年9月１０日（平成１５年・第2版）

記載追加　２００７年１１月６日（平成１９年）

＊２００２年９月の第５７回運営委員会で承認され、会員間では遵守されていた、「まぜるな危険」の表示位置に関する基準が、自主基準に収載されていないことが判明したため、Ⅵ表示方法・留意事項の１．表示方法に（１）「まぜるな危険」の表示位置を追加

改訂　　　　２００８年６月４日（平成２０年・第３版）

＊吸入事故防止の表示を強化。全塩素系スプレー製品には、「心臓病・呼吸器疾患のある方は使用しない旨」を追加。塩素系洗浄剤と塩素系漂白剤には、「体調のすぐれない方は使用しない旨」を追加。

改訂　　　　２０１３年６月１９日（平成25年・第４版）

*Ⅴ―２.警告表示内容　P5 表●予見される誤使用の事故、のうち、表示詳細「●他の容器に詰替えない旨」の対象製品を「改定前（塩素系洗浄剤）→改定後（全洗浄剤)」

・全洗浄剤製品の適用範囲とは―安対協・自主基準のⅡ．適用範囲、2.『家庭用品品

質表示法』に定める次の製品―（1）酸性洗浄剤、アルカリ洗浄剤及び塩素系洗浄剤。ただし、特別注意事項表示（「まぜるな危険」表示）が不要なものを除く。

＜はじめに＞

当協議会は、昭和 62 年 12 月(1987 年)に徳島県下で起こった、酸性製品と塩素系製品の混合で発生した塩素ガスが原因と思われる家庭内の死亡事故をきっかけに、関係する家庭用品を所管する業界４団体が、「安全対策協議会」を結成したことに始まる。同協議会による啓発活動が続いていた中で、翌々年の平成元年１月下旬、長野県で地元新聞が、前年秋に同県内で起きた突然死の原因を、塩素ガスの疑いとした記事を掲載した。

これを受け、行政機関（時の 通商産業省　基礎産業局化学製品課、産業政策局消費経済課、通商産業検査所生活化学課、および 厚生省　生活衛生局企画課生活化学安全対策室、現在の、経済産業省　製造産業局化学課、商務情報政策局製品安全課、および厚生労働省　医薬局審査管理課化学物質安全対策室）も参画して、平成元年 11 月に名称を現在の「洗浄剤･漂白剤等安全対策協議会」に改め、現在の組織が発足した。その後、平成 3 年 3 月に、関係する家庭用品を所管する１団体と業務用製品の業界 3 団体が新たに加わった。

以来、洗浄剤・漂白剤等安全対策協議会（以下　安対協と記す）を構成する業界８団体は、その時々の製品安全に係わる課題や、法令の施行規則改正等にあたって、業界で協調し、消費者の安全性確保と、各種試験データの集積、さらにその活用に真摯に取り組んだ。一般消費者に対しても、安全性に係わるわかり易い注意表示と、適正使用のＰＲなどを機に応じて実施、製品の事故防止に大きな成果を積み上げてきた。同時にこれらは、安対協の会員各社が、安全性確保に関し、日頃の地道な努力を続けてきた成果でもある。

しかし、一方で（財）日本中毒情報センター等には、塩素系洗浄剤・漂白剤による吸入事故等の健康被害が毎年報告されており、一層の消費者安全性の確保が求められる状況に変わりはない。

これら安全性に係わる製品規格や注意表示等の諸策は、安対協でその都度、ガイドラインを設けて実施されてきたが、16 年間にわたってたび重なる改定を経たため、今日では判りづらいものとなった。そこで今般、行政(経済産業省　製造産業局化学課)の要請もあり、家庭用品品質表示法の法令遵守を基に、安対協で今日まで積み上げてきた製品安全に係わる各種の取り決めを、体系的にまとめ上げるとともに、消費者安全性のさらなる確保を目指し、専門グループ(自主基準作成ワーキンググループ)を設置し、改めて業界自主基準を制定し直すことにした。自主基準の適用範囲は家庭用製品とするが、業務用製品の一部には家庭用製品に準ずる販売・使用実態の製品も存在することから、それらについては本自主基準を準拠することとなった。

以上のような状況を背景にして、安対協の各事業者は、改めて制定された本自主基準を運用することとなるが、この基準によって、消費者に対して、より安全な製品の提供と信頼を高めるとともに、公平で公正な競争と協調がさらに

促進され、業界の発展に寄与することを念願する。

目　　次

Ⅰ．目的と意義

各事業者は一般消費者に対し家庭用洗浄剤・漂白剤等の製品容器等へ想定される危険性や被害情報について成分内容など明示し、これら製品情報の開示による消費者信頼性を高め、安全性に優れた製品の提供を行うとともに、業界においては自主基準の制定によって公平で公正な競争と協調を高め、より一層の信頼関係を構築し、業界の発展に寄与することを目的とする。

本自主基準は家庭用洗浄剤製品では『家庭用品品質表示法』の法令規則を遵守して策定し、家庭用漂白剤製品についても『家庭用品品質表示法』の法令遵守はもとより、消費者安全性を最優先に製品本来の特性が充分に発揮されるよう策定したものである。

そのため一般消費者が製品・サービスの選択時や使用前後において誤認や誤用などによる事故に巻き込まれないよう、警告する表示などを明確で分かり易い文言や内容で示すこととする。

運用面においては各事業者が本自主基準を遵守し、実効性を高めることが求められる。特に効果表示などについては業界内の理解と信頼を得ることが不可欠であり、従って　科学的で妥当性のあるデータや根拠などを開示する内容を本自主基準に盛り込むこととする。

なお、本自主基準の趣旨に反して消費者への安全性を損なう行為が見られるときは、自主基準の趣旨を説明してその遵守を求めることにより、当会事業の円滑な推進を図ることとする。

Ⅱ．適用範囲

下記の対象製品に適用する。

１.『有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律』に指定されている成分を含有する家庭用の洗浄剤。

２.『家庭用品品質表示法』に定める次の製品。

(1) 酸性洗浄剤・アルカリ洗浄剤及び塩素系洗浄剤
　　ただし、特別注意事項表示（「まぜるな危険」表示）が不要なものを除く。

(2) 塩素系漂白剤

なお、業務用製品であっても、一般消費者の使用される可能性のある製品については適用範囲内と考え、準拠する。

Ⅲ．主要成分と表示

１．塩素系スプレー製品の製品基準

（スプレー製品とはハンドスプレー(トリガー)により、原液を対象物に直接噴き付けて使用する製品）

カビ取り用洗浄剤（塩素系)、台所用漂白剤（塩素系）等があり、その使用形態から安全性を考慮し、主成分の上限を次の通りとする。

主成分：次亜塩素酸ナトリウム　3.0%

　　　　水酸化ナトリウム　　　1.0%

（注）水酸化カリウムの場合も水酸化ナトリウムと同様とする。

２．塩素系漂白剤におけるアルカリ剤の表示

塩素系漂白剤は、アルカリ剤の成分名を表示する。

なお、含有率が１％以上の場合は、成分名（アルカリ剤）と表示する。

【設定の理由】

『家庭用品品質表示法』では、「漂白剤」は含有率が 10%以下のアルカリ剤の成分表示が義務づけられていない。製品安全、情報開示、消費者保護の観点から表示を行うこととする。

（参考事例）

当協議会の調査によれば現在の家庭用製品の主要成分組成については次のようになっている。

１．酸性洗浄剤（スプレー製品を除く）

トイレ用洗浄剤（酸性タイプ）があり、主成分は概ね次の通りである。

主成分：塩酸　10%以下

２．アルカリ洗浄剤及び塩素系洗浄剤（スプレー製品及び業務用製品を除く）

カビ取り用洗浄剤（塩素系）、排水パイプ用洗浄剤（塩素系）、洗濯槽用洗浄剤（塩素系）、トイレ・浴室・台所用品用洗浄剤（塩素系）等があり、主成分は概ね次の通りである。

主成分：次亜塩素酸ナトリウム　1□ ６％

　　　　水酸化ナトリウム　　　1□ ４％

３．塩素系漂白剤（スプレー製品を除く）

台所用漂白剤（塩素系）、衣料用漂白剤（塩素系）等があり、主成分は概ね次の通りである。

主成分：次亜塩素酸ナトリウム　4□ ６％

　　　　水酸化ナトリウム　　　1□ ２％

Ⅳ．洗浄剤と漂白剤の訴求区分

洗浄剤と漂白剤の住み分けについて

次亜塩素酸ナトリウムなどを主成分とする塩素系製品については、事故の未然防止の観点から「カビ取り」用途を含むものは一律洗浄剤とし、「漂白」用途を訴求及び併記しないこととする。同様に漂白剤の「カビ取り」用途についても訴求及び併記しないこととする。

【住み分け設定の説明】

漂白剤（塩素系）でカビ取りをすることの危険性

・希釈して使用する漂白剤は、製品原液の次亜塩素酸ナトリウムなどの濃度が高いため、カビ取り剤と同じように使用された場合、危険性が高くなる。

「洗浄剤」と「漂白剤」の両用途を同時に訴求する危険性

・通産省告示第四九二号（平成元年１０月３日告示）を遵守する。
家庭用品品質表示実務提要（通商産業省産業政策局消費経済課　編集）の解説のなかで“次亜塩素酸ナトリウム等を主成分とした「カビ取り用」のものについては、これまで洗浄剤、漂白剤のいずれにも分類された商品が販売されており、これを明確にする必要があったので「カビ取り用」のものは、一律洗浄剤として位置づける”旨が明記されている。

・『家庭用品品質表示法』で区分されている「洗浄剤」と「漂白剤」の両方の用途を同時に訴求することは、通常使用形態から合理的に推定しうる誤使用の範囲（製造物責任の範囲）を広げ、製品安全の観点から好ましくない。

塩素系製品は使い方を間違えると危険な商品ではあるが、漂白効果、カビ取り効果においては消費者に有益であるため、各々用途を限定した上で正しい使い方を訴求・啓発していくことが、塩素系製品の提供者としての責務と考える。

Ｖ.警告表示

Ｖ-1　基本的な考え方

１.「家庭用洗浄剤・漂白剤等の警告表示のあり方について」（平成７年６月　表示・取扱説明書適正化委員会）を遵守する。

２．統一表示を検討するに当たっては次の項目を考慮する。

① 当該製品（洗浄剤・漂白剤等）に含有される化学物質（原料）の生物学的安全性
② 当該製品に含有される化学物質（原料）の化学的安全性
③ 当該製品で想定される危険の事前評価
・製品の原料化学物質の含有状態に応じて考慮すべき危険の評価
・製品の形態（包装・容器）から考慮すべき危険の評価
・製品の使用方法から考慮すべき危険の評価
・製品の用途と使用対象物から考慮すべき危険・損害の評価
・製品の使用場所・保管場所から考慮すべき危険の評価
・製品の使用者から考慮すべき危険の評価
・詰め替え、付け替え型の製品にあっては、移し替え時に生じる危険の評価
・製品の品質劣化を防ぐための注意事項
④ 類似・関連製品の事故事例や海外製品の表示の調査と評価
⑤ 関連する法規制
⑥ 業界団体の自主規格・基準

３.絵表示と表現用語

ＪＩＳや（社）日本化学工業協会で作成された絵表示は、化学品原料に関するものであり家庭用品に用いることは不適切であると判断し、洗浄剤・漂白剤等で既に使用されている次の絵表示と表現用語を採用する。

子供に注意

目に注意

酸性タイプと併用不可

必ず換気

← 絵表示

← 表現用語

専用スプレー

マスク・手袋着用

塩素系と併用不可

炊事手袋使用

Ⅴ-2　警告表示内容

警告表示に関する自主表示基準

1．危険回避のための警告表示

危険回避のために当該表示をしなければならない。

	対　象　製　品	表　示　詳　細
●目に入る事故	全洗浄剤 塩素系漂白剤	●目に注意の絵表示 目に注意
	全洗浄剤 塩素系漂白剤	●「失明のおそれがある」旨 ・2%以上の水酸化ナトリウム又は水酸化カリウムを含む製品にあっては「目に入ったときの注意表示」について「失明のおそれがある」と記述する。 ・2%未満の製品であっては使用剤型、その他の含有成分を勘案して表示者が「失明のおそれがある」に代えて「目を傷める」と記載してもよい。 ・酸性洗浄剤は「目を傷める」と記載する。
	トイレ・浴室用塩素系スプレー製品 アルカリ洗浄剤スプレー製品	●目より上にはスプレーしない旨 使用剤型、含有成分を勘案して、「目より高い箇所に使う場合は、液をスポンジ等につけて塗る」等、使用方法を付加する。
●誤って飲む・食べる事故	全洗浄剤 塩素系漂白剤	●子供に注意の絵表示 子供に注意

	アルカリ性・塩素系洗浄剤 塩素系漂白剤	●応急処置に「吐かせない」「吐かない」旨
●皮膚に接触する事故	塩素系漂白剤	●炊事用（ゴム製等）手袋を使用する旨 平成９年改正の「家庭用品品質表示法」の対象外となったため安対協の自主基準に追加
●吸入などによる事故	塩素系洗浄剤 塩素系漂白剤	●必ず換気の絵表示 必ず換気
	全塩素系スプレー製品	●体調のすぐれない方は使用しない旨 ●心臓病・呼吸器疾患のある方は使用しない旨
	塩素系洗浄剤 塩素系漂白剤	●体調のすぐれない方は使用しない旨 ●動物性のハケ・ブラシを使用しない旨
	トイレ・浴室用塩素系スプレー製品	●使用の際はマスクを使用する旨 閉鎖系で使用された場合の危険回避
	全塩素系スプレー製品	●一度に大量に使ったり、続けて長時間使わない旨
●予見される誤使用の事故	塩素系洗浄剤 塩素系漂白剤	●酸性タイプと併用不可の絵表示 酸性タイプと併用不可
	酸性洗浄剤	●塩素系と併用不可の絵表示 塩素系と併用不可
	全塩素系スプレー製品	●専用ハンドスプレーを使用する旨
	全洗浄剤 塩素系漂白剤	●他の容器に詰め替えない旨 使用剤型、含有成分を勘案して、目立つ表示（他の表示より１ポイント大きくする、色を変える等）とする

２．事故発生時の応急処置に関する表示

当該表示をしなければならない。

	対　象　製　品	表　示　詳　細
●目に入る事故	アルカリ性・塩素系洗浄剤 塩素系漂白剤	●応急処置に「直後に医師に受診する」旨
●皮膚に接触する事故	全洗浄剤 塩素系漂白剤	●皮膚についた時は応急処置を行う旨 応急処置の内容は製品特性に応じて記載する
●吸入などによる事故	塩素系洗浄剤 塩素系漂白剤	●使用中、目にしみたり、せき込んだり、あるいは気分が悪くなった時は使用を止めて、その場から離れ、洗眼、うがい等をする旨

Ｖ-3　推奨警告表示

使用剤型、含有成分を勘案して、必要に応じて表示者が採用する。

	対　象　製　品	表　示　詳　細
●目に入る事故	全塩素系スプレー製品	●使用の際は眼鏡等を着用する旨 目に入る危険の回避。
	全塩素系スプレー製品	●使用後、顔、目を洗う旨 使用後、付着した液に気づかないまま放置されることの危険回避のため「使用後、手を洗い、顔、目も洗う」と記載する
●皮膚に接触する事故	全塩素系スプレー製品	●使用後、必ず手を洗う旨 炊事用手袋の使用を補完する

Ｖ-4　推奨表現

●「応急処置」の「医師に相談する」の「医師」は「専門医」あるいは「眼科医」「皮膚科医」等に置き換えることもできる。

●「応急処置」に「受診時は商品を持参する。」と記載することもできる。

Ⅵ. 表示方法・留意事項

１．表示方法

(1)「まぜるな危険」等、特別注意事項の表示については、家庭用品品質表示法を遵守する。但し、家庭用品品質表示法で定めている「商品名の記載のある面と同一の面」とは、以下の面のことを指す。

①(A)扁平ボトル及び(B)四角形ボトル等（ボトル以外の箱等を含む）の場合は、「商品

名の記載のある面」を正面とし、正面の中央を基準に正視して、当該表示が判読可能でなければならない。(A)又は(B)のボトル等の各々正面の中央を基準としてコピー（複写）又は撮影した画像により確認すること。表示例-1

②(C)円形ボトルの場合は、商品名の中央からボトル底面に下ろした線と、ボトル底面の中心点とを

結ぶ線の左右 90 度の範囲に応じた曲面を正面とする。枠を含む全ての特別注意事項は当該正面に

表示しなければならない。表示例-2

③容易に正面が判断できない場合は、表示例-2 の(C)円形ボトルの規定を準用する。

※ 取っ手付きボトルの場合は、取っ手を除いたボトルの形状で判断する。
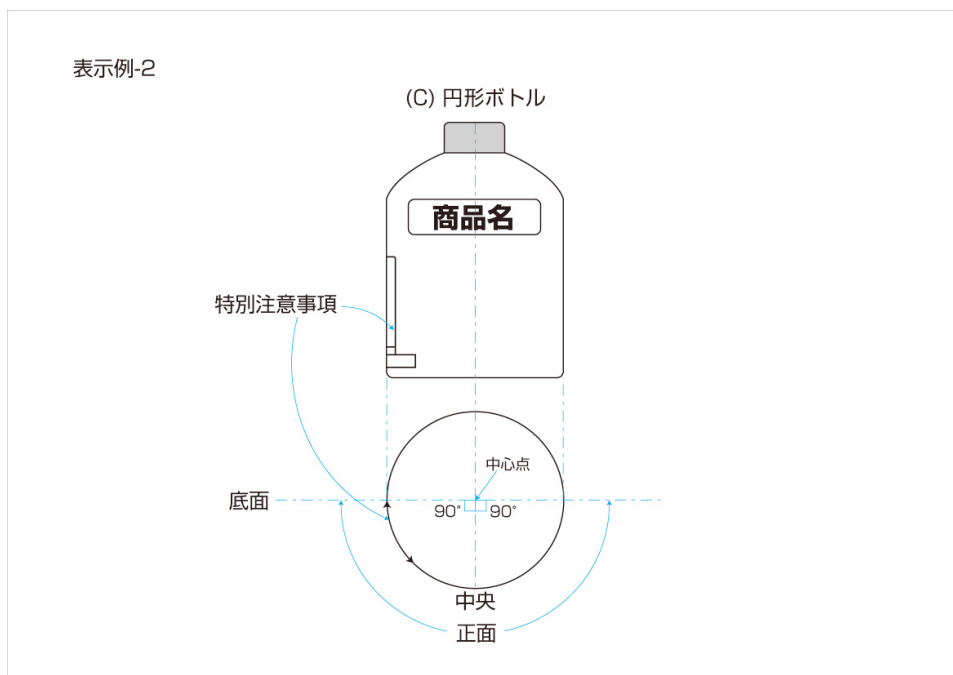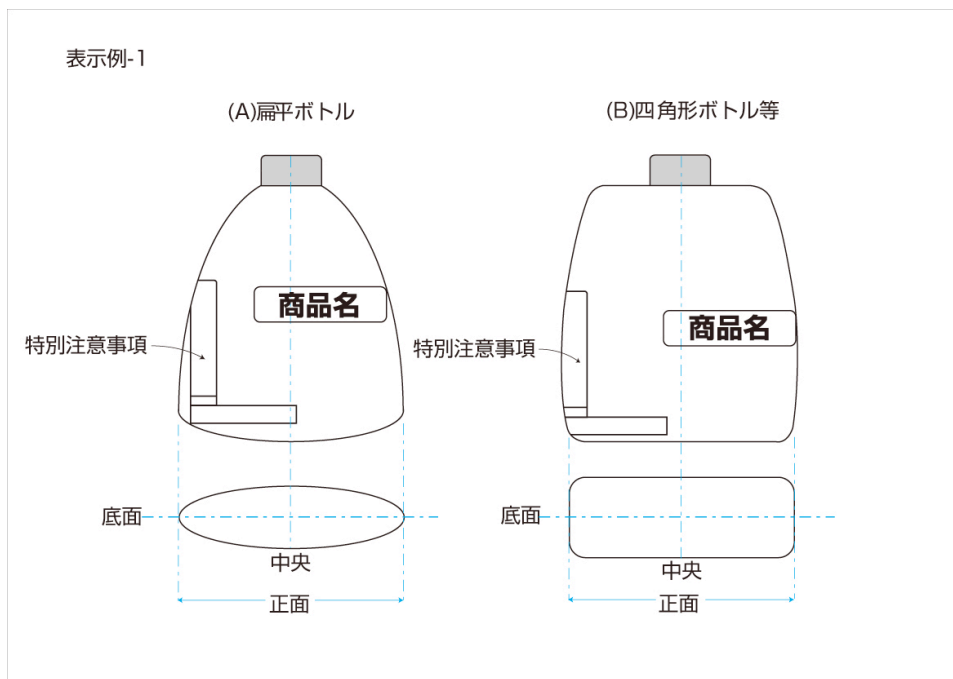
(2)「必ず使用前に表示をよく読む」旨を表ラベル（正面）または裏ラベル等の目立つ場所に記載する。

(3)項目の表示順序

「用途」「使用方法」「使用量の目安」をA群

「使用上の注意」「応急処置」「会社名、住所、電話」をB群

「品名」「成分」「液性」をC群とした場合、

群内の表示項目は一ヶ所にまとめて表示する。

A、B、C群の順序は自由とする。但しB群とC群を一体としてもよい。

「容量」の表示場所は自由とする。

(4)「使用上の注意」を危険回避に関する警告と事故発生時の応急処置に関する表示とに区分し、応急処置の表示の見出しとして「応急処置」の文字を表示する。

(5)使用上の注意事項の順序は、重要な内容の順、または、使い方の順（使用前→使用中→使用後→保管）で記述する。

(6)応急処置の記載順序は、重要な内容の順とする。

2．留意事項

(1)警告表示項目の選定手順

①法規等による表示規制

関連する法規制等による義務表示の確認（成分表示、禁止事項表示等）

②業界の自主基準による表示

各関連業界の自主基準の確認

③事前評価による表示項目の選定

危険度の程度と消費者の行動予測から判断し、重要度の高い項目を選定する。

重要度は下記を参考にして判断する。

危険度の程度（生命／身体／財産）×予想される危険の頻度

④効果的な表示方法の選定

本体の限られた表示スペース内での分かりやすい、読みやすい表示量、文字の大きさ・デザイン・色等の検討と表示項目の選定・決定

(2)警告指示文表現の一般的留意点

①正しく読みとられるための配慮

・単文構造で、一文節は短く。

・敬語や謙譲語は使わない。

・能動態表現とする。

・専門用語・技術用語は必要最小限にする。

・安心、安全の強調は誤解や誤使用を招く恐れがあるので控える。

・定性的でなく、定量的な指示表現とする。

・消費者の理解度を適切に評価する（パネル評価）。

②読む気にするための配慮

・分かりやすい言葉で、話しかけるように表現する。

・重要度の高い順に記載する。特に重要な警告にあっては、表（正面）ラベルまたは裏ラベルの目立つ場所に記載することが望ましい。

・関連性の高い内容は、まとめて『使用上の注意』と事故発生時の『応急処置』と区分して表示することが望ましい。
・注意を喚起するために、色分け、読みやすい文字、絵表示、イラスト、解説図等の併用も考慮する。
・あまり重要でない事項まで表示を行うと、真に重要な事項の告知が希薄になる恐れがある。

Ⅶ. 関連文書・関連法規

1．関連文書：「家庭用洗浄剤・漂白剤等の警告表示のあり方について」
（平成 7 年 6 月　表示・取扱説明書適正化委員会）
「家庭用品品質表示法表示規程の改正に伴う業界統一表示について」
（平成 10 年 6 月　洗浄剤・漂白剤等安全対策協議会）
「家庭用カビ取り剤（塩素系）の自主基準」
（第六次改定　家庭用カビ取り・防カビ剤等協議会）
「家庭用洗浄剤の自主基準」
（平成 12 年 6 月改訂　日本家庭用洗浄剤工業会）

2．関連法規：家庭用品品質表示法
有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律
毒物及び劇物取締法、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律
食品衛生法
日本工業標準化法（ＪＩＳ）
廃棄物の処理及び清掃に関する法律
環境基本法
容器包装リサイクル法
資源有効利用促進法
計量法
労働安全衛生法
消防法
高圧ガス保安法
製造物責任法（ＰＬ法）
不当景品類及び不当表示防止法
消費者保護基本法

付則：

この自主基準は 2008 年 6 月 4 日付けで改訂され、製造猶予期間は 2010 年 6 月 3 日までとする。

添付資料

「製品ラベル表示例集」

１．事例品名

「洗浄剤・漂白剤等安全対策協議会」自主基準に基づき、以下の品目について表示例を示す。

(1) トイレ・浴室・台所用品用洗浄剤（塩素系）
(2) カビ取り用洗浄剤（塩素系）
(3) 排水パイプ用洗浄剤（塩素系）
(4) 洗濯槽用洗浄剤（塩素系）
(5) トイレ用洗浄剤（酸性タイプ）
(6) 台所用漂白剤（塩素系）
(7) 衣料用漂白剤（塩素系）

２．表示例の説明

●表示例は裏面表示のみである。
表面表示については、従来と変更がないので「家庭用品品質表示法の特別注意事項表示基準」に従うものとする。

●実際の表示に当たっては、従来通り下記の絵表示を使用すること。
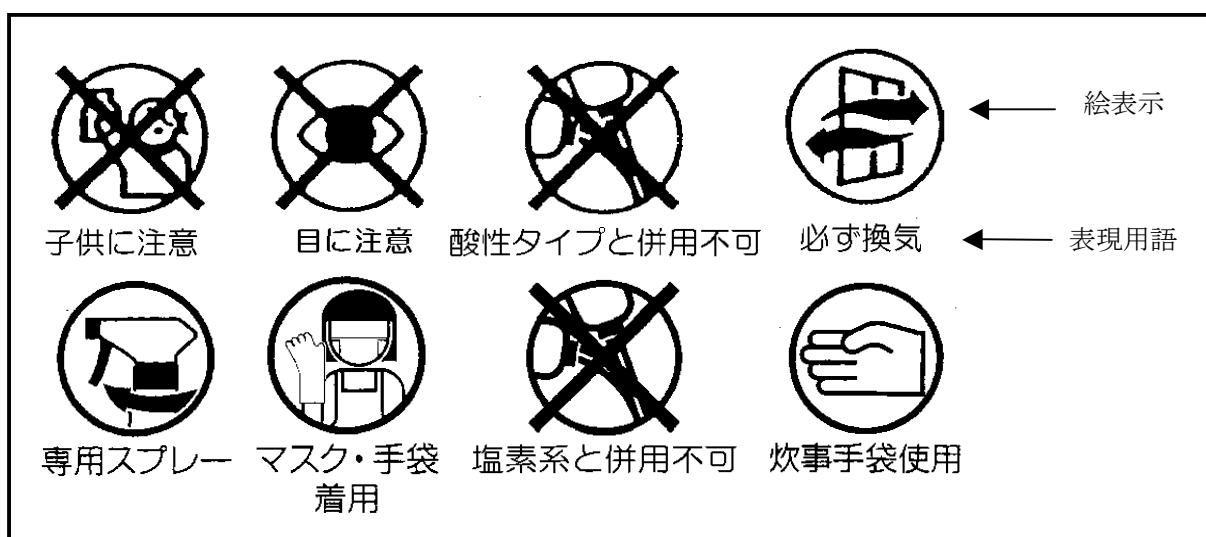
●表示例はあくまで例文である。
それぞれの製品特徴に応じ、工夫・変更して表示する。

●文字のポイント数や色については、工夫してわかりやすく表示する。

●表示例では、資源有効利用促進法に基づく表示（識別マーク）、ＪＡＮコードおよび相談窓口電話番号の表示は省略しているものがある。

洗浄剤・漂白剤等安全対策協議会

（日本家庭用洗浄剤工業会　内）
〒103-0025
東京都中央区日本橋茅場町 2-6-8
大湯ビル 3F
TEL　03-5651-8221（代表）
FAX　03-5651-8220
Mail:kasenko@orion.ocn.ne.jp